

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年3月29日(木)午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員(20人)

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
12番	貫見 和洋
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第41号 農地法第4条許可申請について

議案第42号 農地法第5条許可申請について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用
集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年度第12回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。

本日の総会は、全委員の出席となっています。
錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する会議録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 それでは異議ないということですので、18番の安水義文委員と19番の徳永哲朗委員を指名致します。
宜しくお願い致します。

それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局 会務報告と説明

議長 只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 発言なし

議長 会務報告を終わりました付議事項に入ります。議案第41号農地法第4条許可申請について提案します。説明をお願いします。

事務局 農地法第4条許可申請、受付番号4号について説明いたします。
申請人は、H・FさんでS自治会にお住まいの方です。申請地は神川川路迫1770番1、地目は台帳現況とも畑、地積は1,173㎡の内395㎡です。
転用目的は、堆肥舎及び車庫を建設されるということです。
位置図は、3ページから4ページに記がしてあるところです。字図が5ページにあります
が申請地を示した処です。お手元にお配りしました配置図、建屋等の配置が示されています。

農地の区分については、先月農地の用途区分変更が上がってきたものであります。現時点では農振地内の農用地内となっています。

当該農地は、10ha以上の集団性を有する良好な営農条件を備える第1種農地に該当しているようですが、農地法施行令第10条第1項第2号イにより、農業用施設は許可できるものであり、当該農地転用は農業用施設の建設ということで要件は備えているものであります。

調査委員は、15番の落司委員となっております。

議長 落司委員調査報告をお願いします。

15番落司委員 15番報告いたします。今、説明があったとおりでございますが、現地調査につきましては先月

農用地の用途区分変更の折調査いたしました。先月報告した通りでございます。現地については南側が自分の畑と山林であり、西側は畑となっておりますが、日照等にはなんら問題はないようなところでございます。また、排水についても町道に面しており三面張りのトラフが通っており、排水関係でも支障はありません。事務局からもありましたとおりで農用地区域の優良農地ではありますが、町道など交通にも便利なところにあり利便性を考えられたのではないかと思います。転用する面積は、必要最小限の面積で倉庫等を建設する内容であるので、転用はやむを得ないものであると思われま。ご検討ください。

議長 報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは農地法第4条許可申請、受付番号4号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成ですので農地法第4条許可申請受付番号4号は、意見書を付けて鹿児島県知事へ進達いたします。

以上で議案第41号、農地法第4条許可申請を終わりました、次に議案第42号 農地法第5条許可申請受付番号3号について提案します。説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請、受付番号3号について説明いたします。
申請人の譲渡人は、T・KさんでK市にお住まいの方です。譲受人は、A総業株式会社と
なっています。申請地は城元坪内670番2、地目は台帳現況とも畑、地積は261㎡
です。
転用目的は、駐車場を建設されるということです。
位置図は、7ページから8ページに記がしてあるところです。字図が8ページにあります
が申請地を示した処です。
農地の区分については、農振地域外の農用地域外の第3種農地であり、都市計画法により
第2種住居地域に指定されている農地で、当該農地の周囲は宅地化が進んでいる地域であり
ます。
調査委員は、15番の落司委員となっております。

議長 落司委員調査報告をお願いします。
15番落司委員 報告いたします。23日の午前中、会長事務局及び本人立会いの下現地調査をいたしまし
た。申請者は説明があったとおりでございますが、A葬祭の駐車場に転用されるということ
でございます。9ページの字図を見ていただければお解りと思いますが、申請地の周囲には
農地もなくまわりは宅地化しているところがございます。住居地域内であった所ですので、
転用については問題はないのではないかと思います。また、その周りはずべてここに説明し
ましたとおり全部宅地化となっておりますので、農地に関する影響はないようございま
す。よろしくご審議ください。

議長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂き
たいと思います。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは農地法第5条許可申請、受付番号3号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成ですので農地法第5条許可申請受付番号3号は、意見書を付けて鹿児島県知事
へ進達いたします。

以上で議案第42号、農地法第5条許可申請を終わりにして、次に議案第43号 農業経
営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権設定について提案
します。説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画利用権設定の受付番号389号から
405号までを提案します。

受付番号389号から394号までの貸し人は、K・SさんでH自治会の方です。

申請地は、田代川原西ノ迫2226番6、地目は畑、地積は8,323㎡。

次に田代川原箆松2519番4、地目は畑、地積は3,804㎡。

次に田代川原箆松2519番5、地目は畑、地積は3,227㎡。

次に田代川原箆松2519番6、地目は畑、地積は3,753㎡。

次に田代川原箆松2520番4、地目は畑、地積は1,665㎡。

次に田代川原箆松2522番1、地目は畑、地積は3,132㎡です。6筆合計23,904㎡
となっています。

期間は、平成24年4月1日から平成27年12月14日までとなっています。

小作料は、10a当たり1万円です。

借り人は、K・Sさん、S自治会の方です。新規です。

調査委員は2番の鈴委員をお願いします。

次に受付番号395号と396号の貸し人は、S・Sさん、S自治会の方です。

申請地は、馬場高岡ノ下3358番、地目は畑、地積は5,956㎡。

次に馬場高岡ノ下3359番、地目は畑、地積は822㎡です。2筆合計6,778㎡で
す。

期間は、平成24年4月1日から平成28年12月14日までとなっています。

小作料は、全部で6万2千円です。

借り人は、前号のK・Sさんです。新規です。

調査委員は、2番の鈴委員となっています。

次に受付番号397号から400号までの貸し人は、M・Mさん、S自治会の方です。
申請地は、馬場染川4379番3、地目は田、地積は1,271㎡。
次に馬場染川4380番2、地目は田、地積は200㎡。
次に馬場染川4382番2、地目は田、地積は99㎡。
次に馬場染川4383番1、地目は田、地積は258㎡です。4筆合計1,828㎡です。
期間は、平成24年4月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、使用貸借権ということではありません。
借り人は、H・SさんでS自治会の方です。新規です。
調査委員は、2番の鈴委員をお願いします。

次に受付番号401号の貸し人は、M・Sさん、D自治会の方です。
申請地は、城元菖蒲ヶ迫4285番1、地目は畑、地積は11,356㎡の内6,356㎡です。
期間は、平成24年4月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、これも使用貸借権ということではありません。
借り人は、前号のH・Sさんです。新規です。
調査委員は、2番の鈴委員となっています。

次に受付番号402号の貸し人は、W・FさんでK市の方です。
申請地は、城元中牟田1676番、地目は田、地積は838㎡です。
期間は、平成24年4月1日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、米25kg5俵の物納です。
借り人は、M・FさんK自治会の方です。新規です。
調査委員は、4番の木原委員となっています。

次に受付番号403号の貸し人は、M・OさんO自治会の方です。
申請地は、馬場石瀬戸口6161番2、地目は畑、地積は4,104㎡です。
期間は、平成24年4月1日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、全部で4万円となっています。
借り人は、A・YさんでY自治会の方です。新規です。
調査委員は、18番の安水委員となっています。

次に受付番号404号の貸し人は、T・TさんN自治会の方です。
申請地は、田代麓溝下635番、地目は田、地積は940㎡です。
期間は、平成24年3月29日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、4千円となっています。
借り人は、K・KさんでU自治会の方です。新規です。
調査委員は、3番の東郷委員となっています。

次に受付番号405号の貸し人は、F・AさんH自治会の方です。
申請地は、田代麓溝下631番1、地目は田、地積は800㎡です。
期間は、平成24年3月29日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、4千円となっています。
借り人は、前号のK・Kさんです。新規です。
調査委員は、4番の東郷委員となっています。

受付番号389号から405号までを提案しました。
各調査委員は、権利の取得に関する要件を中心にご報告頂きたいと思います。

議長

鈴委員、木原委員、安水委員、東郷委員の順に調査報告をお願いします。

2番 鈴木委員 まず最初のK・Sさんでございますが、お茶とからいもを作っている大規模農家でございます。年間を通じて常時農業に従事しておりますし、農地の利用状況も大変よく管理されておる青年でございます。認定農業者でもありますし、何ら問題はないものと思われま。それから次のH・Sさんでございますが、この人もよく農地を利用して年間を通じて農業に従事をされております。意欲と能力を持った青年でございます。貸し人の方は老齢で作ることが無理だということで、使用貸借ということです。小作料は2人とも0円となっております。よろしくお願ひします。

4番 木原委員 402号につきまして、貸し手借り手はいとこの関係にありまして貸し手はそこにありますとおりK市に在住ということで農業ができないということで、今回M・Fさんに借りてほしいということで設定がされたものであります。M・Fさんについては皆様ご存じのとおり、お茶を大規模に経営されている方でありまして、この農地については米とインゲンを植えたということであります。認定農家であり、利用権設定のすべての要件はすべて満たしておりますので、何ら問題はないと思ひます。

18番 安水委員 403号のA・YさんですけれどもY自治会の方で、年齢56歳肉用牛と甘藷の栽培をされております。年間を通じて畑の方も管理されております。機械等も十分そろっておりますので、利用権設定の条件を満たしていると思われま。皆様のご審議の程をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番 東郷委員 404号、405号の方は、前、Mさんが作っていらっしやったんですが、やめられて集積事業でKさんが今度新規でされるようになったということですが、Kさんは認定農業者でもありますし、この前現地を見に行つたところ丁度トラクターできれいに耕運されて、他のところもきれいに管理されておりました。今からの準備だということで管理もきれいにできておりますので、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 只今、4名の委員から調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号389号から405号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号389号から405号までは原案のとおり決定しました。

以上で平成23年度第12回錦江町農業委員会総会の付議事項を終わります。

会長

18番

19番

議事録調整者 折久木まり子